



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 29 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 1

訓 令

三瓶ダム操作規則の一部改正 (河 川 課) 2

公布された条例等のあらまし

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (規則第21号)

1 規則の概要

漁業活性化資金、新規漁業着業支援運転資金及び長期漁船建造資金の融資利率を改めることとした。(別表関係)

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第21号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則 (平成12年島根県規則第102号) の一部を次のように改正する。

別表漁業活性化資金の項保証料の欄中「年0.86パーセント」を「年0.76パーセント。ただし、20トン以上の漁船を使用して漁業を営む者にとっては、年0.89パーセント」に改め、同表新規漁業着業支援運転資金の項融資利率の欄中「年2.0パーセント」を「年1.9パーセント」に改め、同項保証料の欄中「年0.86パーセント」を「年0.76パーセント。ただし、20トン以上の漁船を使用して漁業を営む者にとっては、年0.89パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項融資利率の欄中「年2.0パーセント」を「年2.2パーセント」に改め、同項保証料の欄中「年0.86パーセント」を「年0.76パーセント。ただし、20トン以上の漁船を使用して漁業を営む者にとっては、年0.89パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

訓 令

島根県訓令第 2 号

土 木 部
川本土木建築事務所

三瓶ダム操作規則 (平成 8 年島根県訓令第 5 号) の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
川本土木建築事務所」に改める。

第11条第 1 項中「大田土木建築事務所長 (以下「所長」)」を「川本土木建築事務所大田土木事業所長 (以下「事業所長」)」に改め、「松江地方気象台から」の次に「大田邑智地区において」を加え、同条第 2 項中「所長」を「事業所長」に改める。

第12条中「所長」を「事業所長」に改め、「直ちに」の次に「川本土木建築事務所長に報告するとともに」を加える。

第15条、第17条から第19条まで及び第21条から第23条までの規定中「所長」を「事業所長」に改める。

第24条中「手続き」を「手続」に、「知事が別に」を「細則で」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。